

# 第4回 定例会

## 総務文教委員会

### 主な審査内容

●平成29年度大竹市一般会計補正予算(第4号)

**Q** 7月豪雨では、ダムへの流入雨量が洪水操作の範囲内に収まったが、それぞれの観測所の最大水位の数値が少しでも上がれば、被害が生じていたようにも思われる。弥栄ダムの現在の放流規程について問う。

**A** 弥栄ダムの最大放流は毎秒300m<sup>3</sup>となっている。ダムの流入量が毎秒2,600m<sup>3</sup>までであれば、毎秒300m<sup>3</sup>を継続しながら、最大でも毎秒600m<sup>3</sup>を放流できると規程がある。しかし、毎秒600m<sup>3</sup>を放流すれば、小川津観測所・両国橋観測所の避難判断水位(レベル3)を超える危険性がある。ダムへの流入量が毎秒2,600m<sup>3</sup>を超えると、貯水量が増加するため、流入量と同量を放流する規程となっている。そのような場合はすでに下流の水位が上昇し、洪水危険値を超えていると思われるため、避難していただく方法をとる。具体的に市では、警察・消防・市の広報車等で対象地域住民へ

避難を呼びかけることとなる。



豪雨により水位の上昇した小瀬川

**Q** 市道大迫谷尻線は現在、谷和から栗谷方面へ向かう道路について通行止めとなっているが、復旧工事の工期と開通時期について問う。また、広原地区の県道460号栗谷河津原線の通行止めに関して、広島県からの報告はないか問う。

**A** 大迫谷尻線の谷和から栗谷に向けては、国の災害査定を受けて事業の詳細を確定し、事業着手することとなるため、明確には示せないが、今年度内の開通を目指している。

県道460号栗谷河津原線については、広島県がすでに復旧に着手しており、終了時期は9月末の見込みではあるが、若干前後する可能性もある。

※委員会終了後に工期が変更され、終了時期は、12月末の見込み。

**Q** ブロック塀改修工事の対象が21か所となっている。市内にはまだ改修が必要であるブロック塀があると思うが、残りはいづら改修を見込んでいるのか問う。

**A** 基準に合致していないブロック塀は他にもあるが、既存の予算で対応できるもの、または、今年度・来年度予定している他の工事と絡めて改修できるブロック塀は今回補正予算に含めていない。

### 宮島競艇施行組合規約の変更について

**解説** 平成31年4月1日から、地方公営企業法の全部を適用するため、必要な変更を行うもの。

**Q** 企業団となれば企業長に権限が集中し、議会機能が損なわれ、歯止めが利かなくなるのではないか問う。

**A** 現在の管理者である廿日市市長が企業長に、副管理者である大竹市長が副企業長となるが、経営については変わることはない。公営企業法を適用した場合、財産取得などで、法の規定により議会の議決を必要としない部分はある。しかし、市の組織でいえば現在の水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業と同じ関係となるため、議会機能が損なわれるものではない。

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果  
原案のとおり可決

第4回定例会は、平成30年9月6日～9月19日の14日間行われました。  
 詳細については、平成30年12月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、  
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページで録画中継もご覧いただけます。

## 生活環境委員会 主な審査内容

●「平成29年度大竹市工業用水  
 道事業会計決算」・「平成29年度  
 大竹市水道事業会計剰余金の処  
 分及び決算」・「平成29年度大竹  
 市公共下水道事業会計剰余金の  
 処分及び決算」

Q 新町雨水排水ポンプ場について、  
 放流先となる小瀬川の関係機関との  
 協議状況について問う。

A また、平成29年12月議会で補正予  
 算措置をした同ポンプ場の用地買収  
 について、進捗状況を問う。

A 小瀬川への雨水の放流について、  
 どのような方法、構造であれば認め  
 られるのか、具体的な計画案を示す  
 段階に至っておらず、太田川河川事  
 務所等、関係機関との協議はできて  
 いないが、計画案ができ次第、協議  
 を進めていきたい。

また、用地買収については、昨年、  
 補正予算措置の議決を得て交渉にあ  
 たってきたが、現在のところ契約が  
 できる状況には至っていない。引き  
 続き、関係者との調整を行っていき  
 たい。

●大竹市税条例等の一部改正に  
 ついて

**解説**  
 地方税法等の一部を改正する  
 法律の施行に伴い、所要の整備  
 を行うため、条例の一部を改正  
 しようとするもの。

Q 今回の条例改正を受けて、所得  
 税法との関連であるが、公的年金控  
 除が一律10万円引き下げられるとの  
 ことである。

A 公的年金収入がある方の介護保険  
 料段階が変わることがないか、影響  
 について問う。

A 介護保険料は、本人の収入や所  
 得、本人及び世帯の市民税課税状況  
 に応じて11段階に分かれている。6  
 段階より上の、本人課税の方につい  
 ては、法改正により1つ上の段階に  
 位置づけられる場合があると考えて  
 いる。

ただしこれは、平成33年度から適  
 用されるものである。

Q 法改正による公的年金控除の引  
 き下げは、介護保険事業計画が第7  
 期から第8期にかわるタイミングと  
 重なると思うが、介護保険料の負担

増加が見込まれる方について、国で  
 負担の軽減に向けた取り組みはある  
 のか問う。

A 現在のところ特に聞いている情  
 報はない。第8期介護保険事業計画  
 の初年度となるので、保険料改定の  
 検討の際に、国による対応がなけれ  
 ば、市としての対応を検討すること  
 になる。

ただし、該当する方は所得の高い  
 層の方であり、その負担を軽減する  
 ことで全体の保険料を押し上げるこ  
 とになるので、保険料水準がどうな  
 るかを考えながら、対応を検討して  
 いきたいと考えている。

●工事施行協定の締結について  
 (大竹駅構内青木踏切改良工事)

Q 現在、工事対象箇所は通学路と  
 なっている。工事期間中、子どもた  
 ちは工事場所を通過して通学すること  
 になると思うが、安全対策について  
 問う。

A これから測量設計をしていくた  
 め、詳細については今後、協議する  
 ことになる。具体的な話はしていな  
 いが、市としては通学時の安全対策  
 等に留意し、通学に関する影響を最  
 小限に抑えていきたいと考えている。

●その他の議案 3件

※採決の結果、すべての議案が  
 原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

